

第11回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年4月22日（水）20時00分～

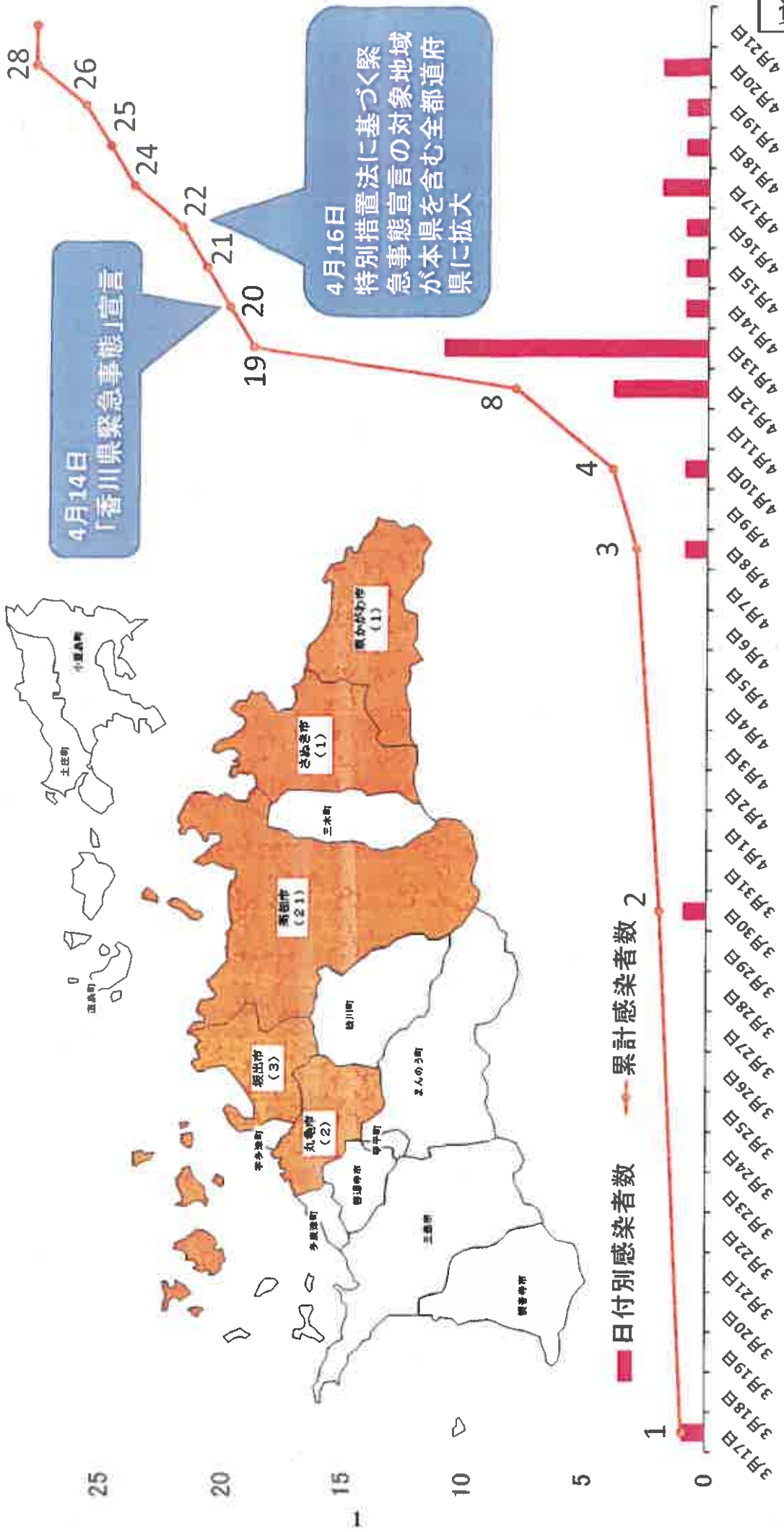
場 所：県庁12階大会議室

議 程

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について
2. 香川県感染拡大防止協力金について
3. その他

県内での発生状況 (令和2年4月21日時点)

30人



人口変動分析（増減率）

感染拡大以前や緊急事態宣言前に比べて人口は減少しているものの、国の基本的対処方針で、まん延防止のために接触機会の低減を目指すこととされる「最低7割、極力8割程度」の減少には至っていない。

2020年4月21日 午後3時時点

	感染拡大以前 との比較	宣言前（7日） との比較	宣言前（16日） との比較
香川県 高松駅	△48.5%	△24.3%	△11.1%
香川県 高松丸亀町	△38.1%	△20.6%	△15.6%

※1 出典元 NTTドコモ モバイル空間統計

2 「感染拡大以前との比較」は2020年1月18日～2020年2月14日の間の平日の午後3時時点の平均値と比較した値

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 香川県における緊急事態措置等の概要

1. 徹底した外出自粛の要請（令和2年4月17日（金）～5月6日（水））

○特措法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、原則として、外出しないこと等を要請

- ・「香川県緊急事態」宣言において、外出自粛を要請
- ・上記に加え、大型連休中の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛を要請

2. 施設の使用制限等の要請等

○特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物（イベント）の開催の停止を要請（＝休業要請）

○これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼（＝協力依頼）

（1）遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請（※）（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

※特措法の要請に加え、床面積1,000㎡以下の施設に対しても協力を依頼

（2）飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

（3）大型連休中、県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼（※）

※特措法によらない県独自の協力依頼

（令和2年5月2日（土）～5月6日（水））

（4）医療施設、生活必需物資販売施設、交通機関、金融機関等には、適切な感染防止対策をとっていただいたうえで、事業の継続を要請

○屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催についても、自粛を要請

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 香川県における緊急事態措置等

1. 措置の対象とする区域

香川県全域

2. 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施する措置の内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）徹底した外出自粛の要請（令和2年4月17日～5月6日）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月25日～5月6日）

- ・特措法第24条第9項に基づき、**別紙1**の施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催についても、自粛を要請
- ・なお、**別紙2**に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染防止策を講じ、事業を継続するよう要請
- ・法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示、及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで実施

別紙 1 (施設の使用停止及び催物の開催の停止要請)

1. 基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第 11 条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が 1,000 m²以下の下記の施設については、同 1,000 m²超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が 100 m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が 100 m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※幼稚園については、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請	学校 (大学等を除く。)
社会福祉施設	休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。	保育所等、学童クラブ
	適切な感染防止対策の協力を要請	障害福祉サービス等事業所、婦人保護施設等

別紙2 (社会生活を維持する上で必要な施設)

1. 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※うどん店（観光客が多い店舗）については、5月2日から5月6日まで、別紙1のうち1の要請内容の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

別表 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

(参考)香川県対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容等
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬(車・舟)券場	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請 【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請(特措法によらない協力の依頼)。 ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請 ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。 △一定の距離(2m)をとって利用可
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	
	バッティング練習場(※)	対象外	
	陸上競技場(☆)	対象外	
	野球場(☆)	対象外	
	テニス場(☆)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	釣り堀(△)	対象	

劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)	
	観覧場	対象		
	プラネタリウム	対象		
	映画館	対象		
	演芸場	対象		
集会・展示施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	
	公会堂	対象		
	展示場	対象		
	貸会議室	対象		
	文化会館	対象		
	多目的ホール	対象		
	神社	対象外		
	寺院	対象外		
	教会	対象外		
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)	
	美術館	対象		
	図書館(※)	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。 ※インターネットによる手続き及び予約貸出は利用可	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象		
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象		
	科学館	対象		
	記念館	対象		
	水族館	対象		
	動物園	対象		
植物園	対象			
商業施設	百貨店(生活必需品売場を除く)	対象		【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請
	ホームセンター(生活必需品売場を除く)	対象		
	ショッピングモール(生活必需品売場を除く)	対象		
	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象		
	ペット美容室(トリミング)	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。 対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請(特措法によらない協力の依頼)。 ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼	
	宝石類や金銀の販売店	対象		
	住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの)	対象		
	古物商(質屋を除く。)	対象		
	金券ショップ	対象		
	古本屋	対象外		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象		
	囲碁・将棋盤店	対象		
	DVD/ビデオショップ	対象外		
	DVD/ビデオレンタル	対象外		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象		
	ゴルフショップ	対象		
	土産物屋	対象		
	旅行代理店(店舗)	対象		
	アイドルグッズ専門店	対象		
	ネイルサロン	対象		
	まつ毛エクステンション	対象		
	スーパー銭湯	対象		
	岩盤浴	対象		
	サウナ	対象		
	整体院(※)	対象		
	リラクゼーションサロン	対象		
	エステサロン	対象		
	日焼けサロン	対象		
	脱毛サロン	対象		
	写真屋	対象		
	フォトスタジオ	対象		
	美術品販売	対象		
	展望室	対象		
			※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。	

施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容等
文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請
	小学校	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 県立学校は、5月8日まで臨時休校とし、私立学校及び市町立学校に適切な対応について協力を依頼
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。
	学童クラブ	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害児通所支援事業所	対象外	
	子育て世代包括支援センター 子育て支援拠点	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	対象外	【要請内容】 休業協力の要請の対象外とするが、可能な限りの利用自棄の依頼を要請	

社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	要請内容等
医療施設(※)	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場(※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

食事提供施設	飲食店	対象外	【要請内容】
	料理店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請。
	喫茶店	対象外	うどん店(観光客が多い店舗)については、5月2日から5月6日まで、基本的に休止を要請する施設への要請内容及び協力依頼の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。 ・営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトを除く。)
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
ホテル(集会の用に供する部分を除く。)	対象外	【要請内容】	
住宅・宿泊施設	カプセルホテル	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	旅館(集会の用に供する部分を除く。)	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】
	タクシー	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等を含む)	対象外	
工場等	工場	対象外	
	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請内容】
	消費者金融	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	ATM	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	銭湯(公衆浴場)(※)	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
ごみ処理関係	対象外		

香川県感染拡大防止協力金について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等による、休業要請等に全面的に協力いただける中小企業等に対し、協力金を支給

2. 支給対象及び支給額

- ①令和2年4月25日から令和2年5月6日までの間、休業要請（協力依頼）にご協力いただいた中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 20万円

- ②令和2年4月25日から令和2年5月6日までの間、営業時間の短縮要請にご協力いただいた食事提供施設の中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 10万円

- ③令和2年5月2日から令和2年5月6日までの間、観光客の多いうどん店の休業の協力依頼にご協力いただいた中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 10万円

3. 香川県休業要請・協力金コールセンターの設置

休業要請、協力金の支給に関するコールセンターを設置し、県民の皆様の相談に対応

開設日：4月23日（木）

開設時間：9時～17時（5月6日までは土日祝日も含め開設）

電話番号：087-832-3800

※申請方法、申請期間については、別途お知らせ

施設の使用制限等の要請等

特措法第24条第9項に基づく協力要請等

- 1 遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請（※）

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

（※ 特措法の要請に加え、床面積 1,000 m²以下の施設）
に対しては協力を依頼

- 2 飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

- 3 大型連休中、県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼（※）

（令和2年5月2日（土）～5月6日（水））

（※ 特措法によらない県独自の協力依頼）

- 4 医療施設、生活必需物資販売施設、交通機関、金融機関等には、適切な感染防止対策をとっていただいたうえで、事業の継続を要請

香川県感染拡大防止協力金

休業等にご協力いただける中小企業、個人事業主に協力金を支給

- 1 4月25日から5月6日までの間、休業要請（協力依頼）にご協力いただいた中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 20万円

- 2 4月25日から5月6日までの間、営業時間の短縮要請にご協力いただいた食事提供施設の中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 10万円

- 3 5月2日から5月6日までの間、観光客の多いうどん店の休業の協力依頼にご協力いただいた中小企業及び個人事業主

1事業者あたり 10万円

<香川県休業要請・協力金コールセンター>

開設日 4月23日（木）

開設時間 9時～17時

（5月6日までは土日祝日も含め開設）

電話番号 087-832-3800

香川県感染拡大防止協力金 申請手続

○制度の詳細 5月1日（金）までに制度の詳細
を定めた要綱を公表予定

○受付開始日 5月7日（木）（予定）

○申請に必要な書類

①申請書

②営業実態が確認できる書類

（例）税務申告書の写し、
営業許可証の写しなど

③休業・時間短縮が確認できるもの

（例）休業・時間短縮をお知らせした
ホームページやSNSの写し
店頭での貼り紙を撮影した写真など

<香川県休業要請・協力金コールセンター>

開設日 4月23日（木）

開設時間 9時～17時

（5月6日までは土日祝日も含め開設）

電話番号 087-832-3800

雇用の維持・事業継続への支援

○国における支援策

・持続化給付金

売上が前の年に比べて50%以上減少している中小企業、小規模事業者、個人事業者に、法人は200万円、個人は100万円を上限に支給

・雇用調整助成金

令和2年4月1日から6月30日までの休業等について、助成率の引上げ、支給限度日数の特例等

・実質、無利子の融資制度

日本政策金融公庫の特別貸付（無担保）

○県における支援策

・香川県中小企業振興融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業を対象とした保証付融資制度

・経済変動対策融資

・危機関連融資

・香川県緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業について、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対し、県独自に助成（上限100万円）

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

県民の皆様へのお願い

- 1 人との接触をできるだけ減らしてください。
- 2 不要不急の外出を控えてください。
(生活上必要な物の買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。
感染拡大地域との不要不急の往来を控えてください。)
- 3 やむを得ない外出の場合も、人混みを避けるとともに、人との間隔をなるべく空け、3密(密閉・密集・密接)は絶対に避けてください。
- 4 体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休んでください。
- 5 こまめな手洗いや咳エチケットを守るとともに、バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○4月16日、

本県を含む全都道府県が特措法に基づく
緊急事態宣言の対象地域となりました。

○県民の皆様には、

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

を守っていただくよう強くお願いします。

○加えて、特に、大型連休期間においては、
都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行
などの移動を控えてください。

○このお願いは、緊急事態措置を実施すべき
期間とされている5月6日(水)までです。